第二十三条に次の一項を加える。

3　前項の規定にかかわらず、航空法第二十条第一項の規定による認定を受けた者は、第二項第四号から第八号までの書類に代えて、同条第二項の規定による認可を受けた業務規程を添付することができる。

第二十九条に次の一項を加える。

4　第二項の規定にかかわらず、航空法第二十条第一項の規定による認定を受けた者は、第二項第五号から第九号までの書類に代えて、同条第二項の規定による認可を受けた業務規程を添付することができる。

第三十四条に次の一項を加える。

3　前項の規定にかかわらず、航空法第二十条第一項の規定による認定を受けた者は、第二項第四号から第八号までの書類に代えて、同条第二項の規定による認可を受けた業務規程を添付することができる。

第五十七条の表の上欄中「第六条第四項第一号に掲げる書類及び同項第五号」を「第六条第四項第四号」に、「同条第二項第一号、第二号及び第四号から第七号まで」を「同条第二項各号」に、「第十一条第一項の申請書及び同条第二項第一号に掲げる添付書類」を「第十一条第一項の申請書及び同条第二項第一号に掲げる添付書類」に、「第十二条第一項の申請書及び同条第二項の添付書類」を「第十二条第一項の申請書及び同条第二項の添付書類」に改める。

別表第一プロペラ飛行機、ターボ・ジェット飛行機又はターボ・プロップ飛行機の製造の項及びプロペラ飛行機、ターボ・ジェット飛行機又はターボ・プロップ飛行機の修理の項中「けい光探傷装置」を「蛍光探傷装置」に改め、「工具顕微鏡」を削り、同表回転翼航空機の製造の項中「けい光探傷装置」を「蛍光探傷装置」に改め、「投影機」及び「工具顕微鏡」を削り、同表回転翼航空機の修理の項中「けい光探傷装置」を「蛍光探傷装置」に改め、「歯車検査機」、「投影機」及び「工具顕微鏡」を削り、同表無人飛行機又は無人回転翼航空機の製造の項中「投影機」及び「工具顕微鏡」を削り、「恒温そう」を「恒温槽」に、「動的つりあい試験機」を「動的釣合い試験機」に改め、同表無人飛行機又は無人回転翼航空機の修理の項中「投影機」及び「工具顕微鏡」を削り、「動的つりあい試験機」を「動的釣合い試験機」に改め、同表ピストン発動機の製造の項中「けい光探傷装置」を「蛍光探傷装置」に改め、「投影機」及び「工具顕微鏡」を削り、「動的つりあい試験機」を「動的釣合い試験機」に改め、「投影機」及び「工具顕微鏡」を削り、「動的つりあい試験機」を「動的釣合い試験機」に改め、同表ピストン発動機の修理の項中「けい光探傷装置」を「蛍光探傷装置」に改め、「投影機」及び「工具顕微鏡」を削り、「動的つりあい試験機」を「動的釣合い試験機」に改め、同表ターボ・ジェット発動機、ターボ・プロップ発動機又はターボ・シャフト発動機の製造の項中「翼偏いフライス盤」、「翼研削盤」及び「翼根研削盤」を削り、「けい光探傷装置」を「蛍光探傷装置」に改め、「投影機」及び「工具顕微鏡」を削り、「動的つりあい試験機」を「動的釣合い試験機」に改め、同表ターボ・ジェット発動機、ターボ・プロップ発動機又はターボ・シャフト発動機の修理の項中「けい光探傷装置」を「蛍光探傷装置」に改め、「投影機」及び「工具顕微鏡」を削り、「動的つりあい試験機」を「動的釣合い試験機」に改め、同表金属製プロペラの製造の項中「けい光探傷装置」を「蛍光探傷装置」に改め、「投影機」及び「工具顕微鏡」を削り、「静的つりあい試験機」を「静的釣合い試験機」に改め、同表金属製プロペラの修理の項中「ホーニング盤」及び「翼ねじり機」を削り、「けい光探傷装置」を「蛍光探傷装置」に改め、「工具顕微鏡」を削り、「静的つりあい試験機」を「静的釣合い試験機」に改め、同表非金属製プロペラの製造の項中「けい光探傷装置」を「蛍光探傷装置」に改め、「投影機」及び「工具顕微鏡」を削り、「静的つりあい試験機」を「静的釣合い試験機」に改め、同表非金属製プロペラの修理の項中「工具顕微鏡」を削り、「静的つりあい試験機」を「静的釣合い試験機」に改め、同表飛行指示制御装置の製造の項中「真空含浸装置」、「投影機」、「工具顕微鏡」、「振動試験機」、「旋回試験機」、「動揺試験機」を削り、「動的つりあい試験機」を「動的釣合い試験機」に改め、「温度高度試験機」、「真円度測定機（慣性航法装置を製造する場合に限る。）」及び「セオドライト（慣性航法装置を修理する場合に限る。）」を削り、同表飛行指示制御装置の修理の項中「超音波洗浄装置」、「旋回試験機」及び「動揺試験機」を「動的釣合い試験機」に改め、「真円度測定機（慣性航法装置を製造する場合に限る。）」及び「セオドライト（慣性航法装置を修理する場合に限る。）」を削り、同表統合表示装置の製造の項中「数値制御ボール盤」、「超音波洗浄装置」、「歯切盤（ヘッドアップディスプレイ装置を製造する場合に限る。）」、「歯車研削盤（ヘッドアップディスプレイ装置を製造する場合に限る。）」、「投影機」、「工具顕微鏡」、「レンズ検査装置」、「平面度試験機」、「振動試験機」、「衝撃試験機」、「加速度試験機」、「温度高度試験機」、「分光光度計（ヘッドアップディスプレイ装置を製造する場合に限る。）」、「万能角度測定機（ヘッドアップディスプレイ装置を製造する場合に限る。）」及び「セオドライト（ヘッドアップディスプレイ装置を製造する場合に限る。）」を削り、同表統合表示装置の修理の項中「超音波洗浄装置」を削り、同表回転翼航空機用トランスミッションの製造の項及び回転翼航空機用トランスミッションの修理の項中「けい光探傷装置」を「蛍光探傷装置」に改め、「投影機」及び「工具顕微鏡」を削り、同表ガスタービン発動機制御装置の製造の項中「けい光探傷装置」を「蛍光探傷装置」に改め、「投影機」、「ベロー伸縮試験装置」、「陰極線オッシログラフ（電子式ガスタービン発動機制御装置を製造する場合に限る。）」及び「精密ブリッジ（電子式ガスタービン発動機制御装置を製造する場合に限る。）」を削り、同表ガスタービン発動機制御装置の修理の項中「けい光探傷装置」を「蛍光探傷装置」に改め、「投影機」、「陰極線オッシログラフ（電子式ガスタービン発動機制御装置を修理する場合に限る。）」及び「精密ブリッジ（電子式ガスタービン発動機制御装置を修理する場合に限る。）」を削る。

別表第二脚支柱又は着陸緩衝装置の製造の項中「けい光探傷装置」を「蛍光探傷装置」に改め、「工具顕微鏡」を削り、同表脚支柱又は着陸緩衝装置の修理の項中「円筒ホーニング盤」を削り、「けい光探傷装置」を「蛍光探傷装置」に改め、「工具顕微鏡」を削り、同表車輪の製造の項中「けい光探傷装置」を「蛍光探傷装置」に改め、「工具顕微鏡」を削り、同表車輪の修理の項中「けい光探傷装置」を「蛍光探傷装置」に改め、「気圧試験装置又は液圧試験装置」及び「工具顕微鏡」を削り、同表航空交通管制用自動応答機又はレーダーの製造の項中「わい率計」、「Qメータ」、「半導体測定器」、「発振器」、「精密ブリッジ」、「変調度測定装置」及び「シールドルーム」を削り、同表航空交通管制用自動応答機又はレーダーの修理の項中「わい率計」、「Qメータ」、「半導体測定器」、「発振器」、「精密ブリッジ」、「変調度測定装置」及び「シールドルーム」を削り、同表発電機の製造の項中「けい光探傷装置」を「蛍光探傷装置」に改め、同表発電機の修理の項中「真空含浸装置」を削り、「動的釣合い試験機」に改め、同表空盒計器の製造の項中「空盒計器」を「空盒（びん）計器」に改め、「投影機」及び「工具顕微鏡」を削り、「低温そう」を「低温槽」に、「高温そう」を「高温槽」に、「低圧そう」を「低圧槽」に改め、同表空盒計器の修理の項中「空盒計器」を「空盒（びん）計器」に改め、「精密時計旋盤」を削り、「低圧そう」を「低圧槽」に改め、「振動試験機」を削り、同表ジャイロ計器の製造の項中「ラップ仕上装置」、「投影機」、「工具顕微鏡」及び「玉軸受検査装置」を削り、「低温そう」を「低温槽」に、「高温そう」を「高温槽」に、「動的つりあい試験機」を「動的釣合い試験機」に改め、同表ジャイロ計器の修理の項中「ラップ仕上装置」及び「玉軸受検査装置」を削り、「動的つりあい試験機」を「動的釣合い試験機」に改め、同表シンクロ式計器の製造の項中「投影機」、「工具顕微鏡」及び「玉軸受検査装置」を削り、「低温そう」を「低温槽」に、「高温そう」を「高温槽」に改め、同表シンクロ式計器の修理の項中「玉軸受検査装置」を削り、同表ジャイロ磁気コンパスの製造の項中「投影機」、「工具顕微鏡」及び「玉軸受検査装置」を削り、「低温そう」を「低温槽」に、「高温そう」を「高温槽」に、「動的つりあい試験機」を「動的釣合い試験機」に改め、「磁場方向調定管制装置」を削り、同表ジャイロ磁気コンパスの修理の項中「玉軸受検査装置」を削り、同表液量計の製造の項中「投影機」及び「工具顕微鏡」を削り、「低温そう」を「低温槽」に、「高温そう」を「高温槽」に改め、同表空気調和装置用機器の製造の項中「無酸化加熱炉」を削り、「けい光探傷装置」を「蛍光探傷装置」に改め、「投影機」及び「工具顕微鏡」を削り、「動的つりあい試験機」を「動的釣合い試験機」に改め、同表空気調和装置用機器の修理の項中「けい光探傷装置」を「蛍光探傷装置」に改め、「投影機」及び「工具顕微鏡」を削り、「動的つりあい試験機」を「動的釣合い試験」に改め、同表航法用電子計算機の製造の項中「超音波洗浄装置」、「歯切盤（アナログ計算機構を有するものを製造する場合に限る。）」、「歯車研削盤（アナログ計算機構を有するものを製造する場合に限る。）」、「エアデータコンピュータを製造する場合に限る。）」、「振動試験機」、「衝撃試験機」、「加速度試験機」、「温度高度試験機」、「歯車検査機（アナログ計算機構を有するものを製造する場合に限る。）」及び「精密空気圧測定装置（エアデータコンピュータを製造する場合に限る。）」を削り、同表航法用電子計算機の修理の項中「空気圧制御装置（エアデータコンピュータを修理する場合に限る。）」及び「精密空気圧測定装置（エアデータコンピュータを修理する場合に限る。）」を削り、同表レーザージャイロ装置の製造の項中「以下同じ。」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。